

保育料の多子世帯およびひとり親世帯への軽減について

【対象者は？】

- ① 年収が約360万円未満相当(※1)の多子世帯
 ○ 3号認定子ども(保育所):世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満
- ② 年収が360万円未満相当(※1)のひとり親世帯等(※2)
 ○ 全ての認定子ども:世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満

【軽減の内容は？】

① 多子世帯として判断する際の子どもの年齢を撤廃。

対象となる世帯(市町村民税額が基準額未満)	
認定区分	上限
3号認定(保育所)	年齢制限なし (生計同一者に限る)

② ひとり親世帯等への軽減措置

対象となる世帯(市町村民税額が基準額未満)	
第1子	3号認定:1/4額負担
第2子以降	無料

(※1) 年収が360万円未満であっても市町村民税が基準額より高い場合は対象になりません。
 (※2) ひとり親世帯等:母子家庭・父子家庭・両親のいない家庭・世帯内に障がい者のいる家庭

(注) 幼児教育・保育無償化の施行により、1号認定及び2号認定のうち3歳以上児、3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯のこどもについては保育料は無償となっています。

1号認定(教育認定)保育料

(幼稚園および認定こども園の1号認定者)

階層区分	定義	町区分	国基準	町保育料
第1	生活保護世帯	A	0	0
第2	ひとり親・障がい者の世帯等	B1	0	0
	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯)その他の世帯	B2	0	0
第3	市町村民税所得割	20,000円以下	C1	0
		20,001円以上48,600円以下	C2	0
		48,601円以上77,100円以下	C3	0
第4	市町村民税所得割	77,101円以上144,000円以下	D1	0
		144,001円以上211,200円以下	D2	0
第5	市町村民税所得割	D3	0	0

2・3号認定(保育認定)保育料

(認可保育所および認定こども園の2・3号認定者)

※ 年齢は4月1日現在のものが適用されます。

階層区分	定義	町区分	3歳未満児国基準		3歳未満児		3歳以上国基準		3歳以上児		
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
第1	生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2	ひとり親・障がい者の世帯等	B1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		市町村民税非課税世帯その他の世帯	B2	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	C1			13,000	12,700			0	0	
		20,000円未満	C2	19,500 [9,000]	19,300 [9,000]	14,800	14,500	0	0	0	0
		20,000円以上48,600円未満	C3			16,800	16,500			0	0
第4	市町村民税所得割	48,600円以上65,000円未満	D1			19,900	19,500			0	0
		65,000円以上80,000円未満	D2	30,000	29,600	25,700	25,200	0	0	0	0
		80,000円以上97,000円未満	D3			30,000	29,400			0	0
第5	市町村民税所得割	97,000円以上133,000円未満	D4			34,000	33,400			0	0
		133,000円以上169,000円未満	D5	44,500	43,900	37,000	36,300	0	0	0	0
第6	市町村民税所得割	169,000円以上235,000円未満	D6			40,000	39,300			0	0
		235,000円以上301,000円未満	D7	61,000	60,100	41,000	40,300	0	0	0	0
第7	市町村民税所得割	D8	80,000	78,800	42,000	41,200	0	0	0	0	
第8	市町村民税所得割	D9	104,000	102,400	44,000	43,200	0	0	0	0	

【多子世帯軽減】

◇ 3号認定(保育所)はA階層からC3階層の方とD1階層の一部の方が対象になります。

【ひとり親世帯等軽減】

◇ 3号認定(保育所)はA階層からD1階層の方とD2階層の一部の方が対象になります。

上記以外の方は、軽減の取扱いにはなりません。

※ 2人以上の児童が入所している場合、2人目以降は無料です。(1人目の児童が幼稚園等の場合も同様)